

第3期八幡平市子ども・子育て支援事業計画 計画変更について

(変更理由)

・満3歳以上限定地域型保育事業の創設（児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）、令和8年4月1日施行）により、令和7年10月15日付けこども家庭庁成育局保育政策課発出の通知において、市支援事業計画に必要利用定員数を含めて定めることとされたため。

・令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課発出の通知に伴い、市支援事業計画へ令和8年度から実施する乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込み、提供体制の確保、実施時期を位置づけることとされたため。

該当ページ・箇所	変更内容																						
P32 ④乳児等のための支援給付(こども誰でも通園制度)	変更前	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能な制度を令和8年度からの実施を検討します。																					
	変更後	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、子どものための教育・保育給付を受けていない者とし、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能な制度を令和8年度から 実施します 。																					
P39 ○小規模保育事業	変更前	定員6～19人。原則として、3歳未満児だけを受け入れます（畑保育園は、特例で3歳以上児も受け入れることができます）。																					
	変更後	定員6～19人。原則として、3歳未満児だけを受け入れる小規模保育事業と、満3歳以上児だけを受け入れる「満3歳以上限定小規模保育事業」の2種類がありますが、八幡平市では小規模保育事業のみ実施しています（畑保育園は、特例で3歳以上児も受け入れることができます）。																					
P45 ①地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込み	変更前	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）																					
	変更後	※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） ※乳児等通園支援事業は令和8年度から「地域子ども・子育て支援事業」から「子どものための教育・保育給付」に変更になります。																					
P49 17 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	変更前	17 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【地域福祉課】 満3歳未満の未就園児を対象に、月一定時間までの利用枠の中で保護者の就労要件を問わず保育施設を利用できる制度です。未就園児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。市では、令和8年度からの実施を検討しています。 <table border="1" data-bbox="512 1776 1337 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>実績</th> <th>令和7</th> <th>令和8</th> <th>令和9</th> <th>令和10</th> <th>令和11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td>施設数</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	利用者数	なし	0人	4人	4人	4人	4人	施設数	0	0	1	1	1	1
	実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11																	
利用者数	なし	0人	4人	4人	4人	4人																	
施設数	0	0	1	1	1	1																	

	変更前	<p>17 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【健康こども課】</p> <p>満3歳未満の未就園児を対象に、月10時間までの利用枠の中で保護者の就労要件を問わず保育施設を利用できる制度です。未就園児の預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの成長を促します。また、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。市では、令和8年度から八幡平市立松尾保育所1か所で本事業を実施します。</p> <p>※「この事業は地域子ども・子育て支援事業」から令和8年度は「子ども・子育て支援給付」に変更になります。</p> <table border="1" data-bbox="513 427 1436 743"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>実績</th> <th>令和7</th> <th>令和8</th> <th>令和9</th> <th>令和10</th> <th>令和11</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">0歳児</td> <td>利用者数（見込）</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1歳児</td> <td>利用者数（見込）</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2歳児</td> <td>利用者数（見込）</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>確保方策</td> <td>なし</td> <td>0人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> <td>2人</td> </tr> </tbody> </table>			実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	0歳児	利用者数（見込）	なし	0人	1人	1人	1人	1人	確保方策	なし	0人	1人	1人	1人	1人	1歳児	利用者数（見込）	なし	0人	1人	1人	1人	1人	確保方策	なし	0人	1人	1人	1人	1人	2歳児	利用者数（見込）	なし	0人	2人	2人	2人	2人	確保方策	なし	0人	2人	2人	2人	2人
		実績	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11																																																
0歳児	利用者数（見込）	なし	0人	1人	1人	1人	1人																																																
	確保方策	なし	0人	1人	1人	1人	1人																																																
1歳児	利用者数（見込）	なし	0人	1人	1人	1人	1人																																																
	確保方策	なし	0人	1人	1人	1人	1人																																																
2歳児	利用者数（見込）	なし	0人	2人	2人	2人	2人																																																
	確保方策	なし	0人	2人	2人	2人	2人																																																
<p>P50→P51</p> <p>(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p>	<p>(5) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 (P50)</p> <p>(5)子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保 (P51)</p> <p>④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と3歳児未満の保育を提供する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業など）が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られることから、地域型保育事業を利用した子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業との情報共有と連携の支援を図ります。 (P50)</p> <p>④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携 教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）と3歳児未満の保育を提供する地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、乳児等通園支援事業など）が相互に補完することにより、教育・保育の量の確保と質の充実が図られることから、地域型保育事業を利用した子どもが、満3歳以降も切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう、教育・保育施設と地域型保育事業との情報共有と連携の支援を図ります。 (P51)</p>																																																					
<p>P25. 32. 33. 34. 35. 36. 37 . 45. 46. 47. 48. 49. 53. 50</p>	<p>変更前後</p>	<p>地域福祉課→健康こども課</p>																																																					
<p>P31. 35. 36. 47. 49</p>	<p>変更前後</p>	<p>健康福祉課→健康こども課</p>																																																					